

重 要 事 項 説 明 書

(居宅介護支援事業)

1 ご利用事業所

事業所名	高齢者総合福祉センター ヒューマン
所在地	神奈川県横須賀市佐島3丁目12番15号
管理者	鷺田 勝宏
電話番号	046-856-7218
ファクシミリ番号	046-858-2777
事業者指定番号	横須賀市1471900132号
サービス提供地域	横須賀市秋谷、秋谷1丁目～4丁目、芦名1丁目～3丁目、太田和1丁目～5丁目、荻野、子安、佐島1丁目～3丁目、佐島の丘1丁目～2丁目、湘南国際村1丁目～3丁目、武1丁目～5丁目、長井1丁目～6丁目長坂1丁目～5丁目、林1丁目～5丁目、御幸浜
その他のサービス事業	介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業、介護予防短期入所生活介護地域密着型通所介護、第1号通所事業

2 事業の目的と運営の方針

運営の方針	ご利用者が、生きがいをもった日常生活を営むことができるよう、できるだけの支援をいたします。
-------	---

3 ご利用事業所の職員体制

従業者の種類	員 数	摘要
管理者	1 名	常勤 1名（兼務）
介護支援専門員	2 名	常勤 1名（兼務）・1名（専従）

4 営業時間

営業日	月曜日から金曜日（祝祭日及び1月2日、3日並びに12月29日、30日、31日を除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

※24時間の連絡体制をとっております。

5 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 居宅介護支援事業については、利用者の負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス提供地域を超える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）を申し受けます。
- (3) 通常の事業の実施地域を超えて、自動車を利用して出張する場合には、実施地域を超えた地点から1キロメートル毎（端数は切り上げる）に40円を乗じた額を申し受けます。
- (4) 利用者がこの居宅介護支援にかかる訪問調査、居宅サービス計画の作成等のサービス提供をキャンセル、中断又は解約する場合には、事前に担当者へ連絡するものとします。尚、キャンセル、中断又は解約についての費用は請求いたしません。

6 居宅介護支援の内容

- (1) 相談を受ける場所は、原則として利用者の居宅等で行います。
- (2) 課題分析（アセスメント）はヒューマン独自のフェースシートで行います。

7 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村等や利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

8 秘密の保持

- (1) 介護支援専門員、その他の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- (2) 介護支援専門員、その他の従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、介護支援専門員、その他の従業者でなくなった後においても漏らしません。
- (3) サービス担当者会議等において、利用者に関する情報を用いる場合は、その利用者の同意を、利用者の家族の情報を用いる場合は、その利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとします。

9 従業者の研修

採用時研修及び職場内研修や、横須賀市等が主催する職場外研修の機会を確保し、従業者の資質の向上を積極的に図るものとします。

10 苦情、ハラスメント対応・相談窓口

○サービスに関するご相談や苦情・ハラスメントは、次の窓口で対応いたします。

ご利用者ご相談窓口	電話番号	046-856-7218
	FAX番号	046-858-2777
	相談員	鷲田勝宏・高橋瑞香
	対応時間	午前8時30分から午後5時30分まで

○次の公的機関においても、苦情申し出ができます。

横須賀市 福祉部介護保険課 給付係	所在地	横須賀市小川町11番地
	電話番号	046-822-8253
	FAX番号	046-827-8845
	対応時間	午前8時30分から午後5時15分まで (土・日・祝祭日・年末年始を除く)
神奈川県 国民健康保険団体 連合会	所在地	横浜市西区楠町27番地1
	電話番号	045-329-3447
	対応時間	午前8時30分から午後5時15分まで (土・日・祝祭日・年末年始を除く)

※横須賀市以外の方は、当該市町村の介護保険担当窓口へお願いします。

1.1 サービス利用状況

当事業所のケアプランにおける訪問介護、通所介護/地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

1.2 虐待の防止

- (1) 従業者は虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じます。
- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を設置、定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
 - ②虐待防止のための指針を整備します。
 - ③従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
 - ④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。
- (2) 従業者は、サービス提供中に、利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報します。

1.3 身体拘束の禁止

- (1) 従業者は、利用者または利用者家族等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は行いません。
- (2) 従業者は、身体拘束を行う場合は、利用者または利用者家族等に対し、説明し同意を得た上で、その内容及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1.4 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、定期的に研修・訓練を実施します。

1.5 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施します。
- (2) 介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

私は、事業者の職員（介護支援専門員 氏名 _____）から、本書面に記載の重要事項について、説明、交付を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名

印

代理人 住 所
又は立会人

氏 名 印